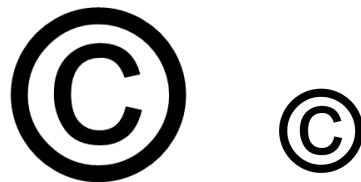


# 著作権

## Copyright

～「知らへんかった」では済みません～

HP 作成・運営およびパンフレット  
リーフレット、チラシ作成などを念頭に



2022年5月 改訂第2版

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント  
・相談員協会 (NACS) 西日本支部 自主研究会  
しが消費生活研究会

## はじめに

消費生活の専門家たる NACS 会員は、さまざまな媒体での消費生活にかかわる情報発信の機会も多いと思います。その際、文献や論文、記事の引用、写真やイラストなどを使用することもあります。しかし、それら行うにあたっては著作権について十分に注意を払うことが肝要です。特にインターネットが広まって以降、世の中の著作権法違反事例は枚挙にいとまがありません。しかし、実際に訴えられる事例は氷山の一角といえます。それは、著作権法違反が基本的に親告罪（※1）であることに加え、著作権法違反事実を知る術が限られていること（最近では論文などの盗用がないかを調べるアプリや画像検索アプリもあるそうですが）、また、実害がなくむしろ、無断であっても引用・転載された方が著作権者の利益になる場合がある、という一部著作権者側の事情もあります（※2）。しかし、いずれにせよ、違反は違反です。違反をしていけば、個人であれ組織であれそのような社会的評価を下されます。それは、個人、組織にとっての社会的存在にかかわるリスクと考えなければなりません。

ここでは、ホームページ（以下、HP）の作成や運営、パンフレット、リーフレット、チラシなどを作成する場合に特に注意すべき事例を中心にまとめました。なお、実際の事例で著作権違反に該当するかどうかの判断にはいろいろな側面から考察すべき点があります。そのような場面に遭遇したら、さらに専門的な著書や情報にあたり、場合によっては専門家の助言を受けるようお勧めします。法律は変化していきます。古い図書や情報には陳腐化したものもあります。最新の知識を更新することも重要です。

（※1）以前から例外規定はありましたが、2018年12月30日、環太平洋パートナーシップ（TPP）発効により一部が非親告罪となりました。例えば、①財産上の利益を受ける目的の場合、②著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的の場合、③有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し又は原作のまま公衆送信する行為の場合。

（※2）2020年9月のスタジオジブリにおける、アニメ作品の一部静止画を常識の範囲内で無許可利用可能とした事例は、このような背景があるものと推察されます。

### （1） 知的財産とそれを保護する法律

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。（知的財産基本法第二条）

知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。以上、特許庁 HP より引用 (<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>)

知的財産にかかわる法律には以下のようなものがあります。

<知的創造物についての権利等>

- ① 特許法 ② 実用新案法 ③ 意匠法 ④ 種苗法 ⑤ 著作権法 ⑥ 不正競争防止法 等

<営業上の標識についての権利等>

① 商標法 ②商法 等

なお、肖像権は法律的には明文化されていませんが判例によって認められている権利です。

## (2) 著作物・著作権とは

小説、詩、論文、記事、日記、音楽（曲、詩）、イラスト、ロゴマーク、絵画、映画、写真、コンピュータープログラムなど創作物はすべて著作物となります。一方、単なるデータや事実が記されているものは著作物とはいいません。しかし、それらの事実を元に表やグラフ化したもの、解説・論評したものは創作物であり著作物に該当する場合がありますと考えねばなりません。

著作物を創作したひとが著作権者です（ただ、法人の業務として創作したものの著作権は、創作した個人や集団ではなく法人に属します）。また、著作物を他人に勝手に利用されない権利を著作権といいます。著作物を利用する際の許可を許諾といいます。

著作権には「著作者人格権」と「財産権」があります。また、著作権に登録は不要です。

## (3) 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、原則著作者の死亡後70年間です。ただし、映画、音楽は公開・公表後70年間です（※3）。なお、国際的には保護期間が異なる国もあります（中国、インド、エジプト、メキシコ、インドネシアなど）。

（※3）環太平洋パートナーシップ（TPP）発効により、2018年12月30日に著作権保護期間が50年から70年に改定されました。映画については、TPPとは関係なく2004年1月1日に著作権保護期間が50年から70年に改定されています。保護期間改定時に著作権保護期間が過ぎていた著作物は、この改定により著作権保護期間が延長または復活となることはありません。

## (4) 一般の人間が日常生活で著作物を無許可で使用できるケース

営利を目的としない私的な利用（個人及びその家族での利用）における複製、引用などは認められています。自分の仕事で使用するのは私的利用とは言えません。

一方、私的利用でも認められない例外規定もあります。コピー防止機能付きのCD、DVDの複製などです。上映中の映画を撮影・録音することも私的利用にかかわらず禁止されています。

## (5) ケーススタディ（著作権が存在する著作物を無許可・無断で利用した場合の事例）

### ① 新聞記事のコピー、引用

コピーは一般的には違法です。例えば自分自身や勤務する会社に関する記事が掲載された新聞を無許可でコピー、スキャンして知人や取引先などに配ったりHPに掲載することはできません（こんなケースでは取材時に許諾をとりたいたいですね）。

なお、定型的な表現を使用した事実の伝達に過ぎない時事報道には著作権はないとされています。一方、見出しについては著作権はないという考えもありますが、明確に自社の新聞の見出しに著

著作権を主張している新聞社もあります。(一社)日本新聞協会は、「著作権法上の扱いは微妙」としていません(1997年11月6日)。特異な創造的な見出しを利用したい場合は発信元に確認したほうがよいでしょう。

引用の場合、一定の条件を満たせば問題ありません。一定の条件とは、(a)自己の著作が「主」で引用部分が「従」の関係にあること、(b)引用部分が明瞭に区分されていること(例えば文章中引用であれば「」でくくられている)、(c)引用に必然性があること、(d)出典を明示すること(当然公表済であること)、のすべてを満たすことです(詳細は末尾の参考資料参照)。

引用と似た言葉に転載があります。転載とは、全体あるいは一部をそのまま別の媒体に掲載することです。転載には必ず著作権者の許諾が必要です。「転載禁止」の表示がある場合は転載できない(許諾がない)ものと理解したほうがよいでしょう。

なお、新聞、雑誌など記事を日常的にコピーして配付するような人や組織にとっては、いちいち著作権者の許諾を得るという行為はかなり面倒です。その場合、著作権等管理事業者である公益社団法人日本複製権センターと契約を結ぶことにより、ほとんどの文書のコピーについて包括的な許諾が得られることになっています。

## ② イラスト、挿絵、ロゴマーク、写真、音楽、映像などの利用、HP への掲載

違法です。ただし、HP サイトで、著作権フリー及び無断利用の許可を表示している場合は問題ありません。ただその場合でも、会員登録の有無やサイトの利用規約等について事前にしっかり確認することが重要です。例えば、利用フリーの場合でもイラストなどをロゴやシンボルマークなどとして使用することは禁止していることもあります。また、利用を私的利用に制限(商用利用禁止等)している場合、加工・編集を禁止している場合などさまざまです。最近では、画像検索ソフトにより似たような画像を探し出し、著作権法違反画像を見つけることも可能となっています。世界には膨大な HP が存在するので見つかるリスクは少ない、などとは決して思ってはいけません。

## ③ Windows やマイクロソフト Office 付属のフォント、クリップアート等の使用

goo 辞書によると、「フォント」とは、“活字で、同一の書体・大きさの、大文字・小文字・数字・記号などの一揃い。または、コンピューターで使われる書体データのこと”とあります。「フォント」の他に似たような単語として「字体」「書体」という呼び方がありますが、厳密に言えば意味が異なります。

「字体」「書体」には著作権はないとされていますが、デジタル化したフォント(データあるいはプログラム)には著作権があります。

Windows や Microsoft Office 付属のフォントやクリップアート等の素材を商用に使用したい場合は、それぞれライセンス条項を確認する必要があります。非商用・家庭用・学生用とされたライセンスのアプリを使っている場合は商用不可です。日本では一般的にアカデミック版と称して販売されているものの他、スマホ、タブレット用 Office がそれに該当します。それらを商用に使うことはライセンス違反となります。具体的には以下の商品です(2022年4月現在、マイクロソフト HP より)。

Office Professional Academic (2016 以前のバージョン)

Office for Mac Home and Student (2016 以前のバージョン)

Office for Mac Academic (2016 以前のバージョン)      Office Mobile      Office for iPad  
Office for iPhone      Office for Android タブレット      Office for Android スマートフォン  
Outlook for iOS      Outlook for Android      Office Online

商用とは単に利益を上げることが目的とする場合だけでなく、以下のケースも該当しますので注意が必要です（以下、①～⑤マイクロソフト HP より）。

- ①職種を問わない企業の業務（在宅勤務、持ち帰り仕事も商用利用にあたります）
- ②個人事業主の業務
- ③教育機関の業務（学生が個人所有のデバイスを利用して行う学業に関する活動のみ商用利用にはあたりません）
- ④NPO の業務（筆者注：当然、公益社団法人である NACS の業務も商用に該当します）
- ⑤国、地方公共団体の業務

詳細は以下のマイクロソフト HP を参照のこと。

<https://www.microsoft.com/ja-jp/office/homeuse/commercial-use-office.aspx>

Web での利用については、フォントを Web ブラウザーに表示することは問題ありません。ただし、Web のサーバーにフォントファイルをコピーして利用することはできません。

アプリやソフトにない個性的なフォントを使用したい場合は、フォント著作者の許可を得て使用することができます。有料のフォント、無料のフォントがあります。無料であってもライセンス条項を確認の上使用します。

#### ④ Google Map の HP への利用、チラシなどへの記載

Web への掲載は一定の条件下で問題ありませんが、印刷物への掲載は違反です。

地図は著作物です。Google Map の地図は著作権者であるゼンリン（株）が許諾権を認めています。Google Map は非営利であれば一定の範囲内で自由に利用可能です。その場合、利用規約に従い権利帰属を明確に表示する必要があります。具体的には Map の「地図を共有または埋め込む」機能を使用することになります。一定の範囲とは以下の条件です。「Web やアプリケーションへの地図の埋め込み」「デジタル広告」「書籍への印刷」「レポート&プレゼンテーション」

Web で地図画像を静止画で貼り付けることは違反となります。また、ガイドブック、物品への印刷、印刷した広告物、チラシへの掲載は営利・非営利にかかわらず著作権法違反です。有料の営利利用プランもあります。Yahoo Map もほぼ同様だと思われます。

#### ⑤ HP における他のサイトへのリンク

問題ありません。ただし、リンクボタン等にリンク先サイトのロゴマークなどを使用すれば違法となります。また、映像、漫画などの海賊版サイトへのリンクを集めたいいわゆるリーチサイトは 2020 年 10 月 1 日施行の改正著作権法で違法とされました。

#### ⑥ 創作者の死後 70 年以上経過した音楽や映像の HP への掲載

基本的には問題ありません。ただし、レコードなどの発表時からの経過が 70 年未満であれば、著作隣

接権者の権利が残っている可能性があります。例えば、作曲者が死亡して70年以上経過しているクラシック音楽のレコードの場合でも、レコード発表後70年未満ならばレコード製作者、演奏者などに著作権隣接権者が存在する可能性があります（※4）。

（※4）著作権隣接権とは、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者（実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者）に与えられる権利。保護期間はレコード作成、実演の場合は70年、放送の場合は50年とされています

#### ⑦ 学校その他の教育機関、図書館における複製

著作権法の例外扱いされるケースが多いですが、例外扱いされないケースもあります。例えば、教科書への掲載、クラス人数分程度の試験問題への引用、授業への使用などは問題ありません。一方、学級通信への利用、大学の教室での配布、市販のドリルなどへの利用は許可が必要となります。教育目的であれば著作権は及ばないということではありません。

#### ⑧ 自分に所有権のある絵画、美術品、イラスト原画等をHPへアップする

違法です。所有権は自分にあっても、著作権はあくまでも作成者にあるので著作者の許可が必要となります。美術品の所有者は、それを展示する権利は持っていますが、私的使用以外の目的で写真を撮ったりSNSにアップするのは著作権侵害になります。

#### ⑨ 小説、詩、論文などからの引用

引用の場合は一定の条件を満たせば問題ありません。詳細は末尾参考資料参照。

最近では、著作物からの文章盗用をチェックできるソフトがあるため、投稿・公表された文章がオリジナルなのか、他人の文章を盗用したのか、簡単に調べることができるようになりました。このため、最近では学術論文での盗用事件も目立ちます。

#### ⑩ 自ら購入した、あるいは所持している商品の写真を載せる（日用品、嗜好品）

ケースバイケースです。商品の創造性、独自性、個性・意図が認められる場合は違法の可能性が高いです。例えば書籍の表紙、CDのジャケット、写真集の表紙などなど。一方、通常のフォントタイプの文字だけの表紙の書籍（例：文庫本など）であれば問題ありません。

販売して利益を上げることを目的とした商品の場合、一般的に上記の事例では著作権者にも商品情報の拡散というメリットがあり、訴えられることは稀かもしれませんが、法律上は違反です。

また、引用という形式で掲載することは可能です。例えば、CDのジャケットの論評をするのが主で、従関係でジャケットの写真を掲載する場合、本や作家を紹介する（主）ために表紙や挿絵などを掲載する（従）場合などです。引用と認められるには他にもクリアすべき条件があります。

#### ⑪ ネットオークションやフリーマーケットで販売する際に著作物の写真を掲載する

ケースバイケースです。ネット上に掲載された画像からの複製を防止するための技術的な手段を施すなど、著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定めるものを講じていれば問題ありま

せん。例として、美術の著作物や写真の著作物に限り 50cm<sup>2</sup>以内（印刷物の場合）および 3.24 万画素数以下（電子ファイルの場合）で掲載することは問題ありません。

## ⑫ ネットによる漫画、映画、音楽、TV 録画番組、ラジオ録音番組などの配信

違法です。仲間内の配信であっても NG です。

## ⑬ 国や自治体、独立行政法人の書籍、文章、データ等の引用、掲載

以下の条件をすべてクリアする場合は問題ありません。なお、憲法、法令、裁判判決文などには著作権はありません。

- ・一般に周知させることを目的とした資料であること
- ・行政機関等の名義の下に公表した資料であること
- ・説明の材料として転載すること
- ・転載を禁止する旨の表示がないこと
- ・「出所の明示」が必要（コピー以外の方法で引用する場合、例えば講演の際に引用する場合等はその慣行があるとき）

## （6）肖像権について

肖像権には二つの側面があります。プライバシー権とパブリシティ権です。前者は人格権に則した権利、後者は財産権に則した権利です。

有名人と一緒に写った写真の著作権は当該有名人にはありません。しかし、その写真を勝手に HP に掲載したり出版物に掲載することはできません。肖像権が問題となるからです。

報道写真のような公共目的の公人（政治家、公務中の公務員、芸能人、プロスポーツ選手など）の写真でも肖像権はあります。しかし、目的や場所、様態、必要性などを総合的に勘案して、それが肖像権を侵害しても良いとされる限度内のものであれば、一般的に違法性は免れます。

写真コンテストなどに応募する場合、モデル（特に一般人）の許可をとっておかないと、賞をとって一般公開された後にモデルから訴えられる、といった事例もあり得ます。もちろん、ホームページやインスタグラムなどに本人の許可をとらずに写真をアップすることは肖像権の侵害です。

パブリシティ権については、例えば有名人が訪れたレストランが、その際の写真を本人の許可を得て店舗や HP に掲示したとしても、それを大々的に店舗の宣伝に利用するような行為は問題になると思われます。

---

### <第 2 版の改訂箇所>

#### （3）著作権の保護期間・・・P3

映画の保護期間が延長になったのは 2018 年 12 月 30 日ではなく 2004 年 1 月 1 日

#### （5）ケーススタディに以下を追加・・・P4、5

③Windows やマイクロソフト Office 付属のフォント、クリップアート等の使用

---

## 参考資料（毎日新聞のHP 「著作権」から引用 下線筆者）

<https://mainichi.jp/info/etc/copyright.html>

### 記事・写真のご利用について

毎日新聞社の発行物や運営サイト、アプリ等に掲載されている記事、写真、図画、動画等を、「私的使用のための複製」や「引用」、「学校など教育機関での利用」など著作権法で認められている範囲（※）を超えて利用する際は、書面で利用申請してください。

なお、著作権法の規定上、許可の必要がない範囲で利用する場合も、記事の趣旨を変えるような内容の改変や要約はできません。また、出典（表記例「毎日新聞●●年●月●日付朝刊」）を必ず明記してください。新聞や雑誌タイトルのロゴや題字は使用できません。

#### ※「私的使用のための複製」

個人的・家庭内その他これに準ずる範囲内で使用する場合は、使用者が複製できます。ただし、公衆送信はこの使用に含まれませんので、個人のブログや仲間内での閲覧を目的としたものであってもインターネットサイトやブログ、SNSなどに許可なく記事や写真を転載することはできません。

#### ※「引用」

他人の著作物の一部を自己の著作物に引用することができますが、著作権法では「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内でおこなわれるものでなければならない。」とされています。これは、自己の著作物が「主」で引用した著作物が「従」の関係にあること▽引用した著作物が明瞭に区分されていること▽その利用に必然性があること▽出典を明示すること--これら（「引用要件」といいます）すべてを満たす場合に、著作権者の権利が制限されることをいいます。たとえば、ブログやSNSなどで、記事全文または一部を転載し、**【引用元：この記事の著作権は、毎日新聞社に帰属します。】**のように出典を表記しても、その他ひとつでも引用要件を満たさない場合は、著作権法違反となります。

---

### <参考とした書籍&HP>

- ・「撮ってはいけない」（飯野たから著、紺野礼央監修、自由国民社刊）
- ・「クリエイターのための権利の本」（大串肇他著、木村剛大監修、ポーンデジタル刊）
- ・文化庁HP    ・特許庁HP    ・毎日新聞HP    ・一般社団法人日本新聞協会HP
- ・マイクロソフトHP